

群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門における図書取扱基準

令和2年4月1日制定

第1 群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門図書管理細則第3条の規定に基づき、図書の具体的な取扱に係る基準を定める。

第2 資産図書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育又は研究を目的とする図書
- (2) 単行本（叢書及び全集ものを含む。）、辞典・事典類、便覧、製本済逐次刊行物、貴重図書（一枚ものの地図等を含む。）、特殊文庫資料、年鑑、要覧、統計書、白書、法令・法規集、加除式資料（本体に限る。）、地図帳、絵本、CD、DVD、MO、ビデオテープ、フロッピーディスク、録音テープ、スライド、レコード、マイクロフィルムその他1年以上の使用を予定する図書

第3 費用計上する図書（消耗品として扱う図書をいう。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各種試験問題集・回答集、加除式資料（追録に限る。）、パソコン・情報科学に関する図書その他逐次改版のため内容が更新される図書
- (2) 文庫本、新書本、小冊子、楽譜、ムック、一枚ものの地図・図面その他装丁が簡易で長期管理が困難な図書
- (3) 抜刷、予備版、速報類、講演、論文集、速報類（モノグラフシリーズ及びテクニカルレポート）、製品カタログその他将来、完全な内容で刊行されることが確実で、一時的な図書
- (4) 教科書、指導書、寄贈交換用の資料等の教材用その他特定の用途に供せられる図書
- (5) 雑誌、紀要、研究報告、学会議事録、判例資料、分冊出版の講座本・書誌類・辞典・事典類その他未製本の逐次刊行物
- (6) 事務用として使用する図書
- (7) その他次の各号に掲げる長期保存の必要のない図書
 - ア 切抜用資料、職員録、人名録、図書目録、職員研修資料、実験実習資料その他特定の用途にあてる図書又は使用上直ちに払出される図書
 - イ 簡明な辞典・事典類、新聞、シート、ルーズリーフ、カード類、しおり類その他短期日に棄損又は消耗することが予想される図書
 - ウ 教育研究上一年以上の利活用を予定しない少額な図書

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。